

社会福祉法人和田母子福祉会
役員等及び評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和田母子福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の実費について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等に報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。<ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。なお、非常勤職員が役員等で勤務時間外に下記の法人業務を行う場合は、費用を弁償する。>

「職員給与規程」による通勤手当や旅費支弁との重複がないよう、留意する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

市内…3,000円

その他…5,000円

(2) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

市内…3,000円

その他…5,000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成30年4月1日から施行し、同時に旧規定は廃止する。